

一般財団法人稚内市スポーツ協会役員の業務分担規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人稚内市スポーツ協会役員(以下「役員」という。)の業務分担に関し必要な事項を定める。

(業務分担)

第2条 役員の業務分担は次の表のとおりとする。ただし、会長が必要と認めたときは、別に業務を追加することができる。

役 職 名	業 務 分 担
会 長	定款の定めるところによる。
副 会 長	会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を代わって行う。 主席副会長は、スポーツ少年団の本部長となる。
専 務 理 事	会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるときは、その職務を代理し、会長及び副会長がともに欠員のときはその職務を代理する。
常 務 理 事	会長の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
理 事	定款の定めるところによる。
監 事	定款の定めるところによる。

(委 任)

第3条 この規程に定めのない事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。